

制定	平成 22 年	4 月	1 日	規程第 26 号
改正	平成 22 年	6 月 30 日	規程第 45 号	
改正	平成 24 年	4 月	1 日	規程第 9 号
改正	平成 31 年	3 月 19 日	規程第 8 号	
改正	令和 4 年	9 月 29 日	規程第 12 号	

地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人山梨県立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）第 40 条第 4 項の規定に基づき、地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「法人」という。）が締結する契約に係る事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(病院長の契約締結等の制限)

第 2 条 次に掲げる契約については、理事長が行うものとする。

- 一 山梨県地方独立行政法人の重要な財産に関する条例（平成 21 年山梨県条例第 49 号）で定める重要な財産の譲渡又は担保としての提供
 - 二 その他理事長が指定するもの
- 2 本部事務局長、各病院長は、次に掲げる契約をしようとするときは、理事長の承認を得なければならない。
- 一 予定価格が 1 億円以上の請負、委託又は受託の契約
 - 二 予定価格が 2 千万円以上の物件の購入の契約
 - 三 予定価格が 2 千万円以上の物件の売却又は交換の契約
 - 四 予定価格が 2 千万円以上の物件の貸借の契約
 - 五 前各号に掲げる契約に準ずる契約で理事長が指定するもの
- 3 前項の規定は、次に掲げる行為をしようとする場合について準用する。
- 一 前項の契約について、当該変更後の契約金額が当初の契約金額の 20 パーセント以上又は 1 千万円以上の増減となる変更をすること
 - 二 前項の契約について、履行期限を翌年度以降に変更すること
 - 三 前項の契約を解除すること

(競争入札の参加者の資格)

第 3 条 契約責任者（会計規程第 45 条第 2 項に規定する契約責任者をいう。以下同じ。）は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- 2 法人が行う競争入札に参加できる者は、都道府県の建設工事、測量・建設コンサル

タント等及び委託役務並びに物品調達に関する入札参加資格登録を得ている者とする。

- 3 入札参加資格登録を得ている都道府県において指名停止の措置がなされている者は、特別な事情がある場合を除き、当該指名停止の期間、競争入札に参加させることはできない。
- 4 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、特別な事情がある場合を除き、その事実があった後2年間競争入札に参加させることはできない。
 - 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - 六 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者

(一般競争入札)

- 第4条 契約責任者は、一般競争入札に当たっては、当該入札に関する公告をし、不特定多数の者をして入札の方法により競争させ、最も有利な条件を提供した者を落札者としなければならない。
- 2 契約責任者は、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況等を要件とする資格を定めることができる。
 - 3 契約責任者は、一般競争入札に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前項の資格を有する者につき、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる。
 - 4 契約責任者は、前二項の規定により資格を定めた場合においては、その定めるところにより、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。

(一般競争入札の公告)

- 第5条 一般競争入札の公告は、入札期日前7日までに、次に掲げる事項について行わなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を短縮することができる。
- 一 入札に付する事項
 - 二 契約の内容を説明する日時及び場所

- 三 入札及び開札の日時及び場所
 - 四 入札保証金、契約保証金及び違約金に関する事項
 - 五 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - 六 入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札の無効に関する事項
 - 七 最低制限価格の有無
 - 八 前払金の有無
 - 九 その他必要な事項
- 2 前項の場合において、建設業法（昭和24年法律第100号。）の適用を受ける工事のうち予定価格が5百万円以上のものに係る公告は、入札の日前に建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条に規定する見積期間をおいてしなければならない。
- 3 前二項の公告は、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。
- 一 山梨県公報に登載する方法
 - 二 インターネットを利用して閲覧に供する方法
 - 三 法人の施設内において見やすい場所に掲示する方法

（入札保証金の納付及び還付）

- 第6条 会計規程第42条第1項に規定する入札保証金の額は、入札に参加しようとする者の見積る契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含んだ額）の100分の5以上の金額とする。
- 2 入札保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。この場合において、提供される担保の価値は、当該各号に定めるところによる。
- 一 国債及び山梨県債 政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治41年勅令第287号）の規定及びその例による金額
 - 二 鉄道証券その他の政府の保証のある債券 額面金額（発行価額が額面金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する金額
 - 三 銀行法（昭和56年法律第59号。）により免許を受けた銀行が振出し、又は支払保証をした小切手 小切手の券面金額
 - 四 銀行法により免許を受けた銀行が引受をし、保証をし、又は裏書きをした手形 手形金額（当該手形の満期の日が当該手形の提供日の一月後であるときは、提供日の翌日から満期の日までの期間に応じ当該手形金額を一般の金融市場における割引率により割り引いた金額）
 - 五 契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第1

84号) 第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証 保証金額

- 3 入札保証金は、落札者が納付したものについては契約を締結した後に、その他の者が納付したものについては入札終了後速やかに還付するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、落札者が納付した入札保証金は、その者の申出により契約保証金に充当することができる。

(入札保証金の免除)

第7条 契約責任者は、契約の締結に当たり競争入札の方法によろうとする場合において、入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- 一 保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券が提出されたとき
- 二 第3条又は第4条に規定する資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、その者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業を実施する場合にあっては、落札者が設立する株式会社）が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき
- 三 指名競争入札又はせり売りに付する場合において、契約責任者が必要ないと認めたとき

(一般競争入札における予定価格)

第8条 契約責任者は、一般競争入札に付そうとするときは、予定価格を定め、封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

- 2 前項の予定価格は、設計書又は仕様書に基づき契約の目的物の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してなす製造、修理加工、売買、供給、使用等の契約にあっては、単価についてその予定価格を定めることができる。

(一般競争入札の開札及び再度入札)

第9条 一般競争入札の開札は、第5条第1項の規定により公告した入札の場所において、入札の終了後直ちに、入札者を立ち会わせてしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。

- 2 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 3 契約責任者は、第1項の規定により開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（第12条の規定により最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格

の入札がないとき）は、直ちに、再度の入札をすることができる。

（同額入札の場合の決定方法）

第10条 契約責任者は、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（低入札価格調査基準価格による落札者の決定）

第11条 契約責任者は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。

2 契約責任者は、前項の規定により落札者を決定しようとするときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とし、しないこととするか否かを決定するための調査をすることとし、あらかじめ調査を開始する場合の基準となる価格（以下「低入札価格調査基準価格」という。）を設けるものとする。

（最低制限価格による落札者の決定）

第12条 契約責任者は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。

（低入札価格調査基準価格、最低制限価格の公表）

第13条 契約責任者は、前二条の規定により低入札価格調査基準価格又は最低制限価格を設けたときは、第8条第2項に規定する予定価格の書面に併せてこれを記載しなければならない。ただし、入札及び契約手続の透明性の向上を図るため必要があると認めて当該入札執行前にその低入札価格調査基準価格又は最低制限価格を公表するときは、この限りでない。

(総合評価制度による落札者の決定)

- 第14条 契約責任者は、一般競争入札により法人の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から会計規程第40条第3項又は第3条第1項、第11条第1項若しくは第12条の規定により難いものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が法人にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とするることができる。
- 2 契約責任者は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が法人にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とするることができる。
- 3 契約責任者は、前2項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が法人にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。
- 4 契約責任者は、総合評価一般競争入札を行おうとするとき、総合評価一般競争入札において落札者を決定しようとするとき、又は落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、学識経験を有する者の意見を聴かななければならない。
- 5 総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第5条の規定により公告をするときは、同条の規定により公告をしなければならない事項及び総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。
- 6 第2項の規定により落札者を決定しようとする場合は、第11条第2項の規定を準用する。

(指名競争入札)

- 第15条 会計規程第40条第1項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。
- 一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき
 - 二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数である契約をするとき
 - 三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき

(指名競争入札の参加者の資格)

第16条 第3条及び第4条第2項から第4項までの規定は、指名競争入札に参加する者に必要な資格について準用する。

(指名競争入札の参加者の指名等)

第17条 契約責任者は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから、当該入札に参加させようとする者を指名しなければならない。

2 前項の場合においては、契約責任者は、第5条第2項第2号から第9号までに掲げる事項について指名する者に通知しなければならない。この場合において、第5条第2項の規定を準用する。

3 契約責任者は、第1項の規定により、入札に参加させようとする者を指名するときは、やむを得ない理由があるときを除き、5人以上を指名しなければならない。

4 契約責任者は、次条において準用する第14条の規定により落札者を決定する指名競争入札（以下「総合評価指名競争入札」という。）を行おうとする場合において、当該契約について第2項の規定により通知をするときは、同項の規定により通知をしなければならない事項のほか、総合評価指名競争入札の方法による旨及び当該総合評価指名競争入札に係る落札者決定基準についても、通知をしなければならない。

(指名競争入札の入札保証金等)

第18条 第6条から第14条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。

(随意契約)

第19条 会計規程第40条第1項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 次に掲げる契約の種類に応じ、予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）がそれぞれに定める額の範囲内であるとき

イ 工事又は製造の請負（建物等の修繕を含む。） 250万円

ロ 財産の買入れ 160万円

ハ 物件の借入れ 80万円

ニ 財産の売払い 50万円

ホ 物件の貸付け 30万円

ヘ イからホに掲げるもの以外のもの 100万円

二 不動産の買入れ又は借入れ、法人が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入

札に適しないものをするとき

三 障害者自立支援法（平成１７年法律第１２３号）第５条第１２項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第２１項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第１項に規定する障害福祉サービス事業（同条第６項に規定する生活介護、同条第１４項に規定する就労移行支援又は同条第１５項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）第２条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第１５条第３項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）において製作された物品を山梨県の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和４６年法律第６８号）第４１条第１項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第２項に規定するシルバー人材センターから普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）第６条第６項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第３項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から次条に定める手続により受ける契約をするとき

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより山梨県知事の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、次条に定める手続により、買い入れる契約をするとき

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき

六 競争入札に付することが不利と認められるとき

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき

八 競争入札に付して入札者がいないとき、又は再度入札に付して落札者がいないとき

九 落札者が契約を締結しないとき

十 効率的、効果的な業務運営に資するものとして特に理事長が承認したとき

２ 前項第八号及び第九号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

３ 前項の場合においては、予定価格を分割して計算することができるときに限り、当該価格の制限内で分割して契約を締結することができる。

(随意契約の手続)

第20条 前条第1項第三号及び第四号の規定による手続は、次に掲げるものとする。

- 一 契約責任者は、随時に、当該契約に係る次に掲げる事項の見通しを公表するものとする
 - イ 契約の目的となる物品又は役務の名称及び数量
 - ロ 契約を締結する時期
 - ハ その他必要な事項
- 二 契約責任者は、当該契約に係る次に掲げる事項を見積書の提出期限の7日前までに公表するものとするが、急を要する場合においては、その期間を短縮することができる
 - イ 契約の目的となる物品又は役務の名称及び数量
 - ロ 契約の相手方の決定方法及び選定基準
 - ハ 公募により相手方を決定する場合にあっては、その申請方法
 - ニ その他必要な事項
- 三 契約責任者は、当該契約を締結したときは、速やかに、当該契約に係る次に掲げる事項を公表するものとする
 - イ 契約の目的となる物品又は役務の名称及び数量
 - ロ 契約を締結した年月日
 - ハ 契約の相手方の名称及び住所
 - ニ 契約金額
 - ホ 契約の相手方を選定した理由
 - ヘ その他必要な事項
- 四 前三号の公表は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする
 - イ インターネットを利用して閲覧に供する方法
 - ロ 法人の施設内において見やすい場所に掲示する方法

(見積書の徴取及び省略)

第21条 契約責任者は、随意契約によろうとするときは、見積書を徴さなければならない。ただし、予定価格が10万円以上のときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない（以下「見積合わせ」という。）。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる理由がある場合は、見積合わせを省略することができる。
 - 一 特定の者でなければ履行できない契約を締結するとき
 - 二 急を要し、他の業者から見積書を徴するいとまがないとき
 - 三 見積書の提出を依頼しても他に提出者がいないとき

- 四 分解しなければ見積ることのできない物品又は施設等の修繕
- 五 再度の入札に付し落札者がいないときで、当該入札参加者のうち最低の価格をもって入札した者と価格交渉により随意契約するとき
- 六 落札者が契約を結ばないときで、次順位者と価格交渉により随意契約とするとき

3 前二項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、見積書の徴取を省略することができる。

- 一 急施を要する生産品の売却で見積書を徴するいとまがないとき
- 二 官報、新聞、定期刊行物、法令集の追録などの価格が確定しているもの
- 三 郵便切手、郵便はがき、印紙、証紙など法令等で価格が定められているもの
- 四 官公庁と契約を締結するとき
- 五 価額が適正と認められる1件の代金が10万円未満のものの購入、修理等に係るもの
- 六 前各号に掲げるもののほか、契約責任者において、見積書を徴することが困難なとき又は必要がないと認めるとき

(せり売り)

第22条 会計規程第40条第1項の規定によりせり売りによることができる場合は、不動産又は動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適しているものとする。

2 第5条第1項及び第6条の規定は、せり売りの場合に準用する。

(契約書の作成)

第23条 契約責任者は、契約を締結しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した契約書を作成し、設計書又は仕様書を要するものは、これを添付しなければならない。ただし、記載の必要のない事項については、その記載を省略することができる。

- 一 契約の目的
- 二 契約金額
- 三 契約保証金に関する事項
- 四 履行期限
- 五 前金払又は部分払に関する事項
- 六 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- 七 違約金に関する事項
- 八 給付の完了の確認又は検査の時期
- 九 危険の負担及び保証期間

- 十 設計変更又は工事等の中止があった場合における損害の負担に関する事項
- 十一 天災その他不可抗力による損害の負担に関する事項
- 十二 当事者の履行遅滞その他債務不履行の場合における遅延利息に関する事項
- 十三 契約に関する紛争の解決方法
- 十四 契約に基づく権利義務の譲渡に関する事項
- 十五 その他必要な事項

(契約書の省略)

第24条 契約責任者は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。

- 一 一般競争入札、指名競争入札又は随意契約で、契約金額が150万円を超えない契約を締結しようとするとき
 - 二 せり売りに付すると
 - 三 官公署と契約するとき
 - 四 物品の受払の場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき
 - 五 物品購入の場合において、供給者が直ちに物品を納入するとき
 - 六 契約責任者が、契約書の作成の必要がないと認めたとき
- 2 前項第一号及び第二号で、契約書の作成を省略する場合においては、前条の記載事項に準ずる事項を記載した請書を徴さなければならない。

(契約保証金の納付)

第25条 会計規程第43条第1項に規定する契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 第6条第2項の規定は、契約保証金の納付について準用する。

3 第1項に規定する契約保証金は、契約締結の際納付させなければならない。

(契約保証金の免除)

第26条 契約責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- 一 契約の相手方が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき
- 二 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の2第二号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき
- 三 第3条、第4条第2項、同条第3項又は第16条に規定する資格を有する者と契

約を締結する場合において、その者が過去2箇年間に法人、国（公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき

四 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第169条の7第2項の規定により、延納を認めた場合において、確実な担保を徴したとき

五 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき

六 契約金額が50万円以下であり、かつ、契約人が契約を確実に履行するものと認められるとき

七 指名競争入札、せり売り又は随意契約の方法により契約を締結する場合において、契約責任者が必要がないと認めたとき

（監督）

第27条 会計規程第47条第1項の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によって行なわなければならない。

2 契約責任者又はその指定する職員（以下「監督職員」という。）は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において特に知り得たその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

（検査）

第28条 会計規程第47条第1項の規定による検査について、契約責任者又はその指定する職員（以下「検査職員」という。）は、請負契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

2 検査職員は請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。

3 前二項の場合において必要があるときは、契約の相手方を立会いさせて、破壊若しくは分解又は試験して検査を行うことができるものとする。

4 前三項の検査の時期は、契約に特段の定めがある場合を除き、相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から14日以内にしなければならない。

5 検査職員の職務は、特別の必要がある場合を除き、監督職員の職務と兼ねることができない。

（検査調書の作成）

第29条 検査職員は、会計規程第47条第1項の規定に基づき検査をしたときは、直

ちに検査調書を作成しなければならない。ただし、契約に係る支払代金が150万円以下であるとき、又は電気、ガス、水道及び電信電話に係る契約であるときは、納品書、工事の完了届書、請求書等にその旨を記載の上、記名押印することでこれに代えることができる。

- 2 前項の規定は、会計規程第47条第3項の規定に基づき検査をした法人の職員以外の者について準用する。

(契約事務の適正な履行)

第31条 法人は、契約に係る事務を適正に行うため、次に掲げる事項を審議する契約監視委員会を設置するものとする。

- 一 契約の適正な履行及び相互けん制に関する事項
- 二 中期計画の達成が困難となる恐れのある契約の不履行又は履行不能
- 三 談合情報に関する事項

- 2 前項に規定する委員会の設置は、理事長が別に定める。

(雑則)

第32条 この規程に定めのない事項について必要がある場合は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規程第45号）

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成24年規程第9号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成31年規程第8号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規程第12号）

この規程は、令和4年10月1日以降の競争入札の準備行為（一般競争入札にあっては公告、指名競争入札にあっては指名通知）から施行する。